

児童相談所に関しては、虐待や非行の専門機関としての社会的システムがつくられていないと思われる。親子分離に関しては強い権限を持ち始めたが、児童虐待防止法においてもアセスメント体制や家族支援プログラムなど、整っていない面が多くある。三光塾ではファミリーソーシャルワーカーがこれらを実践しているが、児童相談所はたとえば土日祝日や夜間の対応ができないなかで、本当に対応ができるのかどうか疑問である。児童相談に関する児童福祉法の一部改正については、改正先にありきという印象を持っている。

## 27) 伊達直利（旭児童ホーム・児童福祉施設関係者）

改正児童福祉法の内容をまだ充分把握していないので、今までの流れの中で考えてきたことについて話したい。児童相談の権限を上から下へと委譲するという意味ではなく、身近に相談できる場所ができたということで評価したい。相談体制の質という意味では、市町村がスーパービジョンを受けられるよう、中央がバックアップする体制も必要である。

## 28) 浜田多衛子（白菊寮・児童福祉施設関係者）

方向としては市町村が相談体制を作っていくことは妥当である。しかし現実的には、県がやってもうまくいっていない相談体制が、市町村でうまくいくのか疑問はある。大分県を見ていると、もちろん有能なワーカーはいるが、ペーパーワーク中心という印象が強い。エキスパート不在で相談支援の位置づけが低いと感じている。児童家庭支援センターとして積極的に取り組んでいるところは十分機能している。児童家庭支援センターが中学校区に一か所ずつあればよいと思う。熟していないものを形だけ導入することには不安を感じる。今のままでは児童相談所の権限がさらに強まることになるかもしれない。専門職として、ワーカーも存在が大切にされていない。専門職としての地位向上も必要ではないかと感じている。

- ・児童相談所の職員との引き継ぎ、市町村のソーシャルワーク力が高くなっていくよう事例検討を双方の参加で行ったり、専門家のスーパービジョンを得られる体制をつくる。
- ・コンサルテーションがほとんどできていないが、必要である。
- ・とにかく爆発的にワーカーの数を増やす必要がある。

## 29) 藤本勝彦（あゆみの丘・児童福祉施設関係者）

児童福祉に関しては、基本的には国が責任を持つべきであるが、地方に下ろしていくことでその地域ごとの問題により細かく対応できるというメリットがある。そのため総論として地方化は賛成できるが、現状の市町村の体制は充実しておらず、混乱が予想される。市町村のどの機関が相談業務を請け負うのかは不明確であるが、現在の体制から考えると福祉事務所の可能性が高い。しかしながら現在の福祉事務所の児童福祉課の業務は、保育所入所など事務的なものが多く相談業務とは少し違う。また、福祉職採用でない市町村も多く、その専門性が問われるだろう。市町村が児童相談を行うためには、体制整備を行うための十分な時間が必要である。また、児童相談を市町村が行

うならば、専門的治療・援助を児童相談所が担うことになるし、これまで児童相談所が培ってきた専門的ノウハウを市町村に伝えることも重要な役割である。

### 30) 岩佐嘉彦（弁護士）

筋から考えると、今回の児童福祉法改正で市町村の体制強化というあり方はよくないと思っている。児童虐待ケースなどの場合、振り分け機関が基本的には一か所でないと、話がややこしくなるからである。AもBも専門化しなさいというのは無理な話である。基本的に虐待というのは児童相談所にとにかく連絡しなさい、そこからあまりややこしくないケースだから市町村にとか、難しいケースなので児童相談所でとか、これは連携してくださいとかというように振り分ける（スクリーニング）。とにかく基本的には一か所にまず連絡を集中させ（それを協議会でやっても構わないが）、基本的な責任の所在をはっきりさせるべきである。

ただ、現実を見たり国の予算のつき方を考えてみると、児童相談所の職員の人数を圧倒的に増やして、専門性を高めるという方向は実現が難しい。今回のやり方は、市町村に権限を散らせばどこかに予算がつくだろう、地方に分散させればお金がつきやすいと考えているようにも思う。現状を考えて、厚生労働省として苦しい中で何とかしようとするならば、こういうやり方しかないのかなとは思う。

児童相談所の専門化の支援というのも、もっと強力なやり方を行うべきである。研修で話すことがあるが、例えば2時間研修を受けても、具体的な変化を求めるのは難しい。本当に専門化しようと思うならば、一部の技量の高い人が全国を半年ずつ回ってそこで仕事をするとか、あるいはこれはもう始まっているのだが、児童福祉司が実力のある児童相談所で現任研修を受けるなどの形で一緒に仕事をして、ノウハウを広めることが必要だ。それとともに、人事システムも改善すべきだ。言葉では専門化ということが言われているが、なかなか進んでいない。本当は、これが施策として最も優先順位が高いはずである。専門化をきちんとすれば、専門家がいろいろと国や県に文句を言ってくれるようになって、システムが良くなっていくことも期待できるだろう。専門意識、帰属意識は重要だと思う。

市町村が権限を持っても、市町村によるばらつきは、かなりでてくると思う。市の場合は、もともとは福祉事務所がやることになっているので、本当はある程度対応できる状況でないとおかしい話であるが、実態は必ずしもそうになっていない。福祉事務所といっても、児童虐待事案等に十分対応できているわけではない。また、町村には福祉事務所がないし、また町村合併した市も福祉事務所をもっていたわけではないので、大変であると思う。

### 31) 峯本耕治（弁護士）

今回の児童福祉法の改正は、今後の方向性としては積極的に評価できる部分があると思われる。市町村を中心とする関係機関のネットワークで対応することによって、児童相談所の役割を重大ケ

ースや、緊急ケースの方に重点化していくという考え方は、選択肢としてあり得る。しかし、現状の市町村の体制のまま推進することには大きな危険がある。

子どもの虐待防止の取り組みを単純化して考えると、虐待の問題をコーディネートする人、機関、それから現実にコーディネートされたプランに基づいて動くワーカーがいるかどうかというところが決定的なポイントとなる。

おそらくこの二点で考えると、コーディネートする機関として、市町村のなかに児童家庭課等の福祉関係課を中心に、コーディネート機関が作られるだろう。しかし今の市町村の体制では、本来必要となる子ども虐待の問題に専従する専門職がおらず、それを整えている市町村はほとんどない。専門性の質の問題と量の問題との双方で大きな限界を抱えている。

次に、コーディネートに基づいて動くワーカーの配置では、既存機関としては家庭児童相談室しか思いつかないが、任意設置の機関なので存在しない市町村もあるし、また地域間による力量のばらつきが大きい。設置されていても専門性が低い、待遇が非常勤、人員の不足など多くの課題を抱えている。

これまでは、限られた資源をやりくりしながら、まがりなりにも双方の役割を児童相談所が担って動いてきたわけで、これらの体制が全く整わないままに、機能を市町村に移すことは現実には不可能だろう。ごく限られた市町村のなかには、問題意識を持って児童相談機能の充実を目指した取り組みを行っている自治体もあるが、多くの市町村では今回の児童福祉法改正の意味が、現時点では十分には理解できていないのが実態だろう。このままの体制で、児童相談所が果たしてきた役割のかなりの部分、具体的には在宅支援について、これを実質的に担当する機関が存在しないという事態になりかねない。

施設入所措置が原則2年とされたことにより、児童相談所は、入所措置を取った子どもについて、再統合に向けた子どもと家族に対するサポートを積極的に行うことが求められるようになる。このこと自体は評価できるが、結果としてこの面での児童相談所の仕事は確実に増えていくことになるので、児童福祉法の改正に伴い在宅支援ケースについては、一層児童相談所は距離を置くようになると思われる。その分市町村の責任が大きくなるわけだが、前にも述べたように、これを担える市町村は極めて限られている。

今回の法改正は、一般的に指摘されているように、人とお金が足りない、体制が足りない。これらの状況が考慮されないまま、法改正が行われたというのは、改正によって何らかの改革が行われていくであろう事を考慮しても、やはり危険な賭けのように感じる。しかも、この改正によって虐待問題への対応において大きな責任を担うことになる市町村が、その意味を十分に理解できていない、それによってどのような体制整備が必要であるかを認識できていないというのは非常に心配な状況である。

### 3. 要保護児童対策地域協議会の設置

#### 1) 網野武博（上智大学・大学関係者）

今回の法改正で設置が決められただけで、具体的な点はこれから決められることになっている。虐待に関しては市町村ネットワークと共通性があるが、要保護児童対策地域協議会は虐待だけでなく、さまざまな養護・非行について具体的な対応を練るところになるだろう。地域で要保護児童をつくらないことが目的である。虐待対応だけでなく、むずかしい非行問題をもどのように受け止めるかが課題になるだろう。

#### 2) 大嶋恭二（東洋英和女学院大学・大学関係者）

要保護児童対策地域協議会の設置は、地域におけるネットワーク作りという意味で評価できる。市町村で、相談体制が可能になるようなネットワークを形成することによって、地域の住民が自分たちの問題として考えるという意味では、すごく効果が期待できる。自分たちの問題を自分たちで考えるというきっかけにはなるであろう。

ただ、すべてに言えることだが、現実に機能するかどうかが疑問である。例えば、施設に同協議会を設置するとしたら、施設の分布により地域偏在が出てしまう。いきなり地方都市にこれをもってこられても、さあどうするかという戸惑いを感じると思う。

また、①と同様、専門性の問題は残る。さらに、現場により近い地域での相談体制となるので、担当する機関、人材については人権擁護、守秘義務、倫理等を徹底するなど、社会福祉の専門的教育をしっかりと行っていくことが求められる。なぜなら、相談体制を市町村に下ろしていけばいくほど、身近な自分たちの知り合いの問題になっていくからである。近年の児童虐待件数の急激な伸びは、通報のシステムができあがったということだと考えているが、被害を受けた人の人権への配慮は、身近なところで相談すればするほど、逆に損なわれていくことが予測される。したがって、ソーシャルワークを学んだ人たち、またはそういう講習や研修を受けた専門性の高い人材によって対応される体制を構築する必要があるだろう。

また、中央で考えたことを地方に持っていく場合、中央的な発想を日本全国の市町村に下ろしていった時に、どのようにその土地に適応させていくかということも考えていかないといけないであろう。

#### 3) 柏女霊峰（淑徳大学・大学関係者）

要保護児童対策地域協議会の役割を子ども虐待防止に特化させないということが大事だと思っている。つまり、将来的には協議会と子育て支援のコーディネーターが一緒になっていく必要がある。子育て支援、障害の問題、虐待の問題、非行の問題も一元的にネットワーク型の援助を市町村で考えていく必要があるのではないか。要保護児童対策地域協議会を、非行や障害も含めた文字通りの要保護児童のためのネットワークと規定していく必要があるのではないかと考えている。その場合、

規模の大きい市（中核市は児童相談所を設置できることになるがそれ以外の規模の大きい市）などについては、いわゆる協議会の一元的管理機関がそれをもとに分科会（例えば、障害分科会、非行分科会、虐待養護分科会など）を作っていく、ネットワーク型援助を普及させていくということが大事ではないかと思う。これを、虐待問題に特化させないということがポイントになると思う。つまり、幅広い子どもの問題に対応する機関にしなければならない。

次に、ケースの進行管理を行っていかなければならない。子どもが施設に入所してしまうと市町村は現状では関係なくなり、お金も負担しないし、権限もなくなって、県の機関である児童相談所と施設が子ども・家庭の支援を行う。子どもが帰ってくる段になっていきなり市町村の役割になるということで、そこに分断が起こっているわけである。そこで協議会の中核機関は、子どもが施設に措置された後もその施設を訪問する（中核機関でなくても主任児童委員や他の人が訪問してもかまわない）。あるいは施設から養育状況報告をもらう。今は、児童相談所は年に2回もらうことになっているが、それと同じように市町村の一元的管理機関に送ってもらう。そして、子どもの身長や学校の成績、親の面会状況など、子どもの状況を継続的に把握しておくことが大事だと思っている。現在の方法では、子どもの夏季帰省の時に情報提供されない。児童相談所も訪問しないで、夏季帰省の間に子どもが虐待されるということが起きてしまうので、子どもの夏季帰省や家庭引き取りのときにすみやかな援助、見守りネットワークができていくことが必要なのではないかと思う。それと、退所後の支援、家庭引き取り時の児童相談所と協議会の連携を確保していくことも大切だと思う。

#### 4) 加藤曜子（流通科学大学・大学関係者）

要保護児童対策地域協議会の設置が法定化されたことは意義がある。すでに虐待防止ネットワークとして、個別の事例対応ができていく市町村については、一定程度、児童相談としての虐待相談へのノウハウ等が児童相談所の後方支援を受けつつできているところもある。しかし、それは非常にごく少数であって、実際にはその虐待ネットワークができていくとされている所であっても、実際には年に数回程度とか、または機能が形骸化していることが多い。やる気のある人を育て、スタッフ（人数）が確保され、事務局の体制づくりをしっかりとすることがまず優先されるだろう。

そして、関係機関がすべて平等で尊重し合い、連携をもちつつ研修等を確保しながら、子どもの安全を確保し、家庭を支援するといったものが担保されないと要保護児童対策地域協議会の設置の意味は無い。

児童相談を担当する職員が市町村におり、ケアまでもするというのであれば、同協議会の設置は必要となろう。その認識を行政のトップが持ってくれるかどうか。なぜなら、虐待は一つの機関では解決できないということは周知の事実であると考えられるため、今後とも上手く地域内で同協議会が生かせるためには何が必要か、時間の経過とともにフォローしつつ見ていく必要がある。

#### 6) 芝野松次郎（関西学院大学・大学関係者）

次世代育成をやっていく上でそれを推進していく体制と要保護児童対策地域協議会の体制は、一般的な子育て支援の仕組みと要保護児童の支援の仕組みになる。

平成15年の法改正の中で、子育て支援事業が法定化され、その中に地域の子育て総合コーディネーター事業があった。これは、地域の子育て支援であるが、要保護児童のコーディネーターとどうすればうまくつながっていくシステムにできるかを考える必要がある。

一方、児童養護施設の家庭支援相談員が子育て支援の総合コーディネーターと一緒に支援することができたら、二つの次世代育成推進の協議体制と要保護児童対策地域協議体制も、一体となって進んでいくことになると思う。

## 7) 高橋重宏（日本社会事業大学・大学関係者）

これまでのネットワークをきちんとした形にしようというものである。ただし、「長」のつく職員だけが集まって形式的に開くのでは意味がないので、血の通ったネットワークにしなければならない。

## 8) 竹中哲夫（日本福祉大学・大学関係者）

この協議会は、要注意というか、よくよく目を見開いて見ていないといけないと思う。今回の法改正に書かれていることは、①市町村は要保護児童対策地域協議会を置かなければならない、②協議会を設置した公共団体の長は、その協議会に参加する機関の中から調整機関を指定するという話である。市町村が児童相談を行うが、その担い手が法律にはっきりと書かれていない。家庭児童相談室や児童家庭支援センター等、市町村によっていろいろな相談窓口となる組織・機関がありうる。しかし、どの市町村にも同じように窓口となる組織や機関があるわけではない。たとえば児童家庭支援センターは全国に45か所しかない。だから、市町村で児童相談を行うといっても、どの市町村にも共通して設置されている児童相談を行いうる機関が存在しない。法律を作る場合にはそれだと困るので法律には要保護児童対策地域協議会なるものを、よく言えば「創造的に作り上げた」、悪く言えば「でっちあげた」ということである。

「協議会」といっても、建物があって人がいるわけではない。協議会を開いたら人は集まってくるだろうが、たとえば児童相談所のような建物があったり常時その協議会専任の職員がいたりするわけではない。児童福祉司等のような職員配置のための法的根拠も何もない。ただ単に「それぞれの地域で児童相談ができそうなところが寄り集まって、話し合う場所を作りましょう」というようなことだけでも、それだけだと頼りないのでその協議会に集まった中から事務局を選びましょうということである。たとえば「うちの自治体には家庭児童相談室があるからそこにしましょう」といったようである。ところが家庭児童相談室には正規職員が配置されていないので、これは困ったということになる。「児童家庭支援センターならいいじゃないか」といってもすべての市町村に設置されてはいない。保健所も「児童相談の中の保健医療の分野ならなんとかかなるけど、非行とかが来られてもねえ」なんていうことになると、一体どこが調整機関になるのだろうか。どこが事務局に

なるのだろうか。しかもその対策地域協議会なるものを作っても、そこはあくまでも連絡会でしかなく、そこが児童相談そのものをするわけではない。

今現在、児童虐待の市町村ネットワークというのがあるけれども、その看板を外すか、もしくは外もしないでその上から「要保護児童対策地域協議会」という看板を貼り付けるか、今の段階ではそういうイメージである。だから本格的に市町村が児童相談を行うというのであれば、少なくとも各市町村に共通の児童相談の機関を設置しなければ対応できないだろう。この協議会というのは、市町村が児童相談の第一次的な窓口になるという格好を整えるために設けられたもので、本格的な窓口というものは存在しない。そうして協議会を作ったとしても、協議会のもつ力は市町村によってバラバラである。

「それなら市町村合併すればいいんですよ」という意見もある。「市町村が3千いくつもあるから具合が悪いんであって、それなら市町村を千くらいにすればいいんですよ。そうすれば児童相談が担えるじゃないですか」と。「そうすれば自治体の規模も大きくなるし、家庭児童相談室も1,000か所とはいかないまでも、3,000あるよりは作りやすい」と。

でも私は「児童相談をやるために市町村合併をやるところがありますか？」と（疑問に感じる）。市町村合併というのは、合併する市町村の行政規模だとか財政規模だとか、産業とか人口とか文化、歴史、そういったものをひっくるめて「これならやれる」というところがあるのであって、「児童相談をするために合併します」なんていうところはない。

実際、市町村合併協議会も全国各地にできてはいるけれども、解散も結構している。市町村合併というのはそう簡単にできるものではない。大きな川があって、A町B町と分かれているのに、それをくっつけてどうやって人的交流ができるのか、文化交流ができるのか、どこに市役所を作るのかというのもある。そんな諸々の理由もあって簡単に進まないのに、児童相談をやるためだけに市町村合併するなんてありえない。

要保護児童対策地域協議会というのは、児童相談の第一次窓口が市町村に行くんだから、その時にいろいろな機関で窓口を分散する、それを合わせて今のケースがどうなっているかというのを連絡調整する機関がいるから、仕方なく協議会でやるということである。だから、これは評価できるものではないがやむを得ず作らなければいけない。

それならば、全市町村、福祉事務所のあるところは福祉事務所に、ないところは市役所の児童課とか児童家庭課とかに家庭児童相談室を設置する方がいい。そしてそこに専任の職員を置かなければいけない。今のように家庭児童相談室には専任の職員を置かないということだったら、どうなるか。都道府県でやれば専任の児童福祉司がいてやっていた相談が、市町村になった途端に非常勤になる。こんなことで児童相談が改善されたなんてとても言えない。そういう意味では、この要保護児童対策地域協議会は、悪い法改正をするからやむなく作ったネットワークということになる。

法改正するのはいいけれども、市町村にきちんと児童相談を受けられる機関を設置しなくてはならない。ただネットワークを置くだなんてとんでもない。そうはいつても、市ならばなんとかなるかもしれないが、現在の約2,500の町村が児童相談の体制を作るのはおそらく至難の業だろう。さら

に負担をかけるのが、いわゆる「三位一体の改革」である。これは補助負担金をぎりぎり縮減して  
いこうという話なので、市町村にしてみれば補助負担金は出ない、仕事は増えるということになる。

### 9) 津崎哲雄（京都府立大学・大学関係者）

市町村ネットワークのことはどの職種が窓口となるかが問題である。イギリスでは学校をベース  
に教育・福祉・保健が合体し、責任を曖昧にせず、1カ所に集約する形である。

セーフティネットから子どもをもらさないことが大切だ。イギリスでは、全児童一人ひとりにつ  
いて全部データベースを作って、一本化された責任主体が管轄する。データベースを作ったときに  
どういうデータを載せるか、誰が情報にアクセスできるようにするかを限定する工夫が必要である。  
イギリスでは、すべての社会機関の関係者が見ることができるデータとそれを管理している専門家  
のみが見ることができるデータの2段階にしている。またリスクに応じてデータベースにフラッグ  
を立てるようにしている。現在、実験段階で、11月末に新しい児童法ができる予定である。地方自  
治体の一本化と中央政府の縦割り行政をまとめるために、子ども青年家族大臣を先んじて作って  
いる。法改正とともに情報管理の問題も重要な点である。

### 10) 西澤哲（大阪大学・大学関係者）

これは守秘義務の問題で出てきた話である。関係機関間で情報を共有し、話をしやすくするう  
えで、共通した守秘義務を持たなければならないために設置されたと考えられる。そういう意味では  
いいことである。ただ実際のケース検討にあたっての守秘義務の考え方が、原則からきちっと議論  
されていないのが問題である。現場にいるといろいろな機関が情報を共有することが必要だと思  
うが、たとえばアメリカだとクライアントに無断で個人情報漏らすことは、絶対許されない。つま  
り相談を受けている機関が別の機関に情報を伝えるうえで、クライアントに書類を書いて許可を  
もらうことが必ず必要となる。福祉でも医療でも、どういう経過でプライバシーの原則が作られ  
てきたのか、それによって起こっている得失の実態がどうなっているのかの議論がないままで  
ある。欧米ではそこに守秘義務に関する哲学がある。哲学に関する検討抜きに、皆が情報を共有  
した方が援助しやすいということだけで、クライアントに確認なく情報を共有できることは、実  
践的には便利だが、その背景にある守秘義務に関するポリシーとは何かを検討せずに、実践部  
分だけでいってしまう危うさを感じずにはいられない。全般的に、日本は哲学に関する議論を  
あまりしないので、懸念している。

### 11) 松原康雄（明治学院大学・大学関係者）

民間の団体や施設などNPOを含めてネットに参加しやすくなるという意義がある。既に形成されて  
いる市町村虐待防止ネットワークと、要保護児童対策地域協議会とをどのように関連づけていく  
のが課題である。別立てと考えているところもあるし、移行していくと考えているところもある。  
代表者レベルか、実務者レベルか、個別事例でやるのか、3つ全部やるのかそのあたりは多様でよ

い。例えば、虐待防止ネットは代表者レベルで、協議会は実務者というようなやり方もできるかもしれない。地域の実情を考えると全国規模のシステムとはなりにくいと考えている。地域にあったシステムができるかどうかというところにポイントがある。

## 12) 森望（立正大学・大学関係者）

従来からあったものを法定化し、事務局を民間団体が担うことができるように条文上なっているが、その場合の資金的な問題が何も触れられていないことに不安がある。行政の直営であればお金の問題は生じないが、ネットワークの面で問題が出てくるであろうし、民間主導であると、費用、人手の問題が出てくると思う。

この協議会が実際に機能するかどうかは属人的な要素が強い。例えば、地域でのネットワークで有名なものに大阪の泉大津や東京の三鷹などがあるが、実際に機能する要因は、まさに人である。たまたま熱心な人がいて、その人がきっかけになって広がっているようなので、どこかからアクションを起こすしかない。

子どもの虐待対策に関して、国も強調しているのは、個々の子どもの保護、権利侵害もあるが、次世代の日本社会のあり方も規定するような問題だと言っているので地域で強調しつつ、幅を広げていったらいいと思う。

## 13) 家常恵（徳山大学・児童相談所関係者）

要保護児童対策地域協議会という組織は必要であるが、限界はある。たとえば、メンバーの問題、責任の問題などである。虐待ケース等に対して責任回避することも有り得る。深刻な虐待の場合、児童相談所がやらないといけないものであるにもかかわらず、現状のままでの家庭児童相談室や要保護児童対策地域協議会がやることになると、様々な部分において見逃すこともある。

単に組織だけを立ち上げるということではかえって問題が出やすいので、むしろ児童相談所側から仕事を依頼してもらうなどのやり方もあると思う。

各ケースに関して責任の問題については、児童相談所が第一義的に担うべきであって、実務の上では、仕事を依頼し合いながら、その中での役割分担をする必要がある。

要保護児童対策地域協議会という組織の動き方も弾力的にしていけないといけない。組織のトップになる人の考えや価値観が大事である。

要保護児童対策地域協議会は必要だ。しかし協議会の成員がお互いに頼り合う関係になるのではなく、責任の所在を明確にした方がいい。

## 14) 家村昭矩（北海道中央児童相談所・児童相談所関係者）

現時点ではどう機能させていくのか具体的にイメージできない。さまざまな機関の専門職が一堂に会し、守秘義務を徹底して処理をすると言われているが、協議会にかかわる専門職はさまざまな仕事を抱えている場合が多く、協議会を機能させることは大変である。うまく機能するためには協

議会への専任職員配置が必要である。しかし町村レベルではそうしたことは困難であろう。即応的対応を求められる事例もあるが、そうした即応性は協議会には求められない。

## 15) 川崎二三彦（京都府宇治児童相談所・児童相談所関係者）

### 【要保護児童対策地域協議会とは】

虐待防止ネットワークの法定化と言われている。これを作ることでハードルを越えられるものがある。それは情報問題である。これまで児童相談所は通告先を漏らしてはいけないとされていた。しかし、通告を受けた児童相談所が調査をする場合は、どうだろうか。確かに保育所に事情を聴きに行けば、「児童相談所が虐待の調査をしている」ということで応じてくれるが、その場合の守秘義務はどうなるのか。調査に応じている機関は通告してきた機関ではないから、守秘義務規制に触れるおそれがあったと思う。今回、地域協議会に関係者が集まり、情報交換などをした際に、そのメンバーは知りえた情報を漏らしてはならないといった、協議会に守秘義務が課せられた。逆に言えば、そこではいろいろな話をする事ができるわけである。民間の人であっても、このメンバーになれば守秘義務が課せられる。そうすれば、民間団体との協力もしやすくなるわけだ。情報問題を含めてネットワークが機能すれば、より連携がしやすくなるといえるだろう。コーディネートする機関を一つ決めようということにもなっているので、責任も明確になる。

情報の取り扱いについては、日弁連も要望書を出していたと思うが、協議会の設置で、情報の共有化については整理されたと考えているし、この点は肯定的に評価している。児童相談所からの情報も、これまでは守秘義務もあり伝えにくかったが、これからは少なくとも協議会内部では、児童相談所の情報も言えると思う。

代表者が集まるネットワーク会議にいくつか出ているが、そこでは具体的事例は話さない。その下に実務者部会のようなものを設けていて、そこで具体的事例を協議している。どの部分を要保護児童地域対策協議会と言っているのかは、まだわからない。一応は、情報の共有と相互連携をしやすくするために、つくったものと理解しているが。

### 【協議会の具体的なメンバー】

全体像がまだはっきりしていないが、イメージとしては、大きいネットワーク会議を作って、同時に小さい実務者会議のようなものを作っていくのではないか。でないと、実務的な意味がなくなる。

キーパーソンとしての近隣の一般住民参加については、まだわからない。

## 16) 才村純（日本子ども家庭総合研究所・児童相談所関係者）

法定化されたことにより、①ネットワークの整備が進む、②安定した運営が期待できる、というメリットはある。しかし、運営のガイドラインがかなり具体的に示されないと、形骸化の状況は変わらない。抽象的でモデルがないため、何をしたらよいかわからない。したがって、まず国が基本的な方向を運営のガイドラインとして示し、各自治体が状況に応じて運営していくことが求められる。

る。

要保護児童対策地域協議会の事務局については、市町村が事務局になるべきである。市町村の窓口で虐待相談が集まり、一元的に把握する。事務局は、緊急度、危険度などについて児童相談所と打ち合わせをする。緊急性が高いとなると、すぐに児童相談所に送致しなければならない。そうでないケースについては、事務局が声掛けをして関係者が集まって、そこで処遇検討を行う。

関係機関が複数で関わっていくときに責任の所在が曖昧になりやすい。それを会議のなかで明確にしないといけない。最終責任を負うところが全体のケースマネジメントを行っていかなければならない。

このような会議で役割分担が決まり、そのもとに役割分担しながら各機関が関わっていく。その後の援助がシステムティックに行われなければならない。つまり、ケースマネジメントする機関と事務局と直接関わる各実務者の三者が連絡、相談をシェアするシステムが必要である。法律にはこのようなことまでは書いていないので、その部分をガイドラインで示していくことが必要である。

個々のケースに即したネットワークには、①相談が入ってきた場合に必要に応じて関係者が集まるネットワーク（臨時実務者会議）、②定例実務者会議（モニタリング会議）、のふたつがある。このようなこともガイドラインの中で示していくことが求められる。

次に、ネットワークで問題になるのは人口規模である。ネットワークには、虐待に特化したネットワークと子育て支援のネットワークがあるが、人口規模が大きいところ（人口10万人以上）はケース数が多すぎるため、虐待に特化したネットワークと子育て支援のネットワークを別々にやって行かざるを得ない。逆に人口規模の小さいところではケース数が少ないため一本化してやっていける。このように考えると、国がすべてを網羅するガイドラインを示していくことは難しい。

また、どこに事務局をおくべきかについても地域によって事情が違うが、基本的には市町村に事務局を置くべきと考えている。そのときに母子保健サイドでやっていくのか、福祉サイドでやっていくのかが問題になる。虐待は福祉サイドでやっていくべきだが、子育て支援になると地域の実情に応じてということになる。

ただ、今回の法改正で、要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関のうちから、「一に限り要保護児童対策調整機関を指定する」（25条の2）とあるが、大きな人口規模のところだと虐待のネットワークと子育て支援のネットワークの並立もあり、それぞれ事務局も違っていいわけで、事務局を一に限りというのは少し疑問のあるところである。

さらに25条の2には、「要保護児童対策調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、要保護児童等に対する支援が適切に実施されるよう、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所その他の関係機関等との連絡調整を行うものとする」とあるが、的確な把握と連絡調整というのは、これはまさにケースマネジメントであり、事務局にケースマネジメントをするように書いてある。ところが、どこがケースマネジメントを行うかについてはケースバイケースである。ここが個人的に疑問があるところである。

定例実務者会議、モニタリング会議については事務局の市町村が行ってもよい。ところが、臨時

実務者会議の場合は、ケースマネジメントをどこが行うかについてはケースバイケースである。最終的な責任を負う機関は通告を受理した機関であるべきである。受理した通告に対してどう判断するのか、そのことによって万が一事件が起きた場合にはやはり通告を受けた機関が責任をとらざるを得ない。このように考えると、法律でいうと児童相談所か市町村か福祉事務所かになる。かなり重いケース、法的対応が必要なケースのケースマネジメントは児童相談所がやっていく。そこまでいかないケース、もしくは最初は児童相談所がやっていたけれども、市町村に送致されたケースについては同じケースであったとしても、以後は市町村がケースマネジメント機関になっていく。つまり、ケースによってケースマネジメント機関は違うし、また同じケースであっても流れによってケースマネジメントを行う機関は違ってくる。

法律では、事務局がケースマネジメントを行う機関のような書き方になっているから、ここは少し課題なのかなと思う。

#### 17) 坂本正子（大阪府・児童相談所関係者）

評価している。府内では全市町村でネットワーク会議が設置されていて誇れるが、今後は中学校区域での協議会を作っていくということを目指していかないと、市全体では広すぎる。個別の問題を協議するには、多様な人材に参画していただいて中学校区での実施が望まれる。設置、中身の強化は市町村が主体的に行うが、府としてはこういった協議会を設置してくださいという促進をしていく。大半の市町村では基盤ができていくので、目を細かくしていく必要がある。主任児童委員も大阪府は2.3倍に増やしたので、このネットワークで活躍して欲しいとお願いをしているところである。

#### 18) 菅野道英（彦根子ども家庭相談センター・児童相談所関係者）

「要保護児童対策地域協議会」の設置が求められているが、滋賀県では、ほとんどの市町村でネットワーク体制ができていく。例えば、在宅支援の方向性が決まって進行しているケースは2か月に1回程度の定例会議を持って、進捗状況の確認を継続して行っている。事務局業務（ケースの情報の整理、カンファレンスで出た意見の集約、その後の経過の情報更新等）は市町村が担当している。事務局には、情報を集積し他の機関などに内容を中継するようなコーディネーターやケースマネージャー的な力量が求められていると思う。

ネットワークをサポートしていくシステムとして、県の福祉事務所の「ケースマネジメントアドバイザー事業」というのがある。大学教員、弁護士、臨床心理士、ソーシャルワーカー、医師などを登録させてもらい、地域でスーパーバイザー、コーディネーターとしての役割を担ってもらっている。児童相談所にも同じアドバイザー事業があり、困難ケースの相談をするなど、非常にありがたいシステムとなっている。

#### 19) 津崎哲郎（花園大学・児童相談所関係者）

市町村が自前の職員だけで対応していくのは難しい。民間として地域で活躍する医療、保健、教育などの専門家をどう取り込むか、また地域の中で実際に動いてくれるマンパワーの確保が重要な課題になってくる。市町村としては地域の機関や民間人のネットワークをコーディネートすることが重要な仕事になると思われる。サービスの提供に加えて、ネットワークが有効に動くようにコーディネートする力が問われるだろう。チームで支援するには情報の共有が必要であり、チームとして共通理解を図った上で役割を分担し、機能していくことが必要である。しかしそこには民間の方も参入してくるので秘密保持をどうするのかということが問題になる。今回の法改正の中で、地域ネットを協議会として位置づけて守秘義務を課すことが必要になってくると思われる。

## 20) 萩原總一郎（四天王寺国際仏教大学・児童相談所関係者）

現在設置されている市町村の虐待防止ネットワークを整え、それを基盤に非行、不登校、情緒障害の児童に対するネットワークをつくるのがよいかと考える。そしてそこに要保護児童対策地域協議会を置き、連絡機能だけでなく、下部組織として実践部を設ける。ただしその設置方法と市町村の意識に問題があり、市町村にネットワークの事務局をおろさねば意識は変わらない。そのことで児童相談所が後方支援をしていく必要がある。

## 21) 前橋信和（関西学院大学・児童相談所関係者）

従来からの「虐待防止ネットワーク」のことであるが、これについて法制化をして守秘義務についてもきちんと整理をし、具体的に取り組むべき中身も示し、「要保護児童対策地域協議会」及びその調整機関を置くということである。これは「置くことができる」という形で、「置かなければならない」とはできなかった。規制緩和の流れのなかで、新たに法律で業務を作っていくという大変さはわかるので、「要保護児童対策地域協議会」の設置については高く評価できている。

現在、市の半数以上で「虐待防止ネットワーク」ができていますが、これを法制化したというもので内容として新しいものではない。法律上は新しいものであるが実体としては新しいものではないということである。具体的に現場の必要に駆られて立ち上げてきたものを法制化したというところに非常に大きな値打ちがあったと思っている。

## 22) 上利久芳（聖家族の家・児童福祉施設関係者）

このようなことが中学校区ぐらいでできるならば非常にいいと思う。少なくともケースを施設から地域にかえす場合には、これに準じたものは現在でもセットにしてやっている。

ただ、施設がコーディネート機能を果たした方がよいかは分からない。少なくとも、福祉事務所（生活保護）、家庭児童相談室、保健所、児童相談所、場合によっては民生委員くらいは、虐待がらみの家庭復帰のケースについては、チームでフォローアップしていく体制を作っていくことが大切である。現実的には、このような体制がないと地域にかえせない。

対応する側のトレーニングが必要である。細かい対応、細かい訓練をある程度しておかないとい

けない。即戦力になる者、実態を知った者がいないと対応できない。形ではなく実効性が大切である。

#### 24) 喜多一憲（キンダーホルト・児童福祉施設関係者）

協議会の設置は、現在の社会福祉の流れと連動している。「要保護児童対策地域協議会」という名称は、一部の限定された子どもを指すように見え、スティグマとなる可能性がある。協議会は必要だが、対象を限定してしまうかもしれないという危険性は考える必要がある。

それよりも、よりポジティブな視点で、子どもをみんなで楽しく育てることができる方向が良い。一般の子どもをどう育てていくかという中で、要保護児童についても支援していくという考え方が良いと思う。「要保護」という逆差別の言葉になる危険性があるが、要保護児童対策地域協議会の設置は必要である。ただし、少なくとも名称は変えた方が良い。

#### 25) 桑原教修（舞鶴学園・児童福祉施設関係者）

地域の中で何が必要であるかということを理解して設置しないと、名前倒れとなる。

市町村に設置されている児童虐待防止ネットワークも、舞鶴市は一回だけ会議を開催しただけで、機能していない。

市長に直接会って、舞鶴市の虐待ケースの実態や児童養護施設の受け入れ体制について知っているか話をしたところ、全く実態が届いていないという。そういう現実である。もっと児童虐待のことについて勉強していかないと、これから市町村が相談窓口になっても、とてもできるとは思えない。

#### 26) 側垣一也（三光塾・児童福祉施設関係者）

A市では、ネットワークが、現場で実践している援助者で構成されており有機的に動き出している。各窓口での受け付け後、受理会議、スーパービジョン会議、本体の連絡協議会など、階層別に組織化された流れがあり、実際に機能している。しかしC市では、年に2回協議会が開催されるが、協議会のつながりがあるという事実があるのみである。このように自治体によって格差があるため、全国一律で設置することは望ましくない。たとえば児童相談受付モデルを、人口規模や地域性に応じてA型・B型・C型というようにつくることが良いのではないかと考えられる。

また、協議会の構成員は、民生委員や各機関の「代表」といった人物でない方が良いと考えている。現場の援助者が構成員となって協議できる環境でないと機能しない。相談を受けても、1機関で支援することができないケースも多い。このため、「顔の見えるつきあい」による情報交換と連携が大切である。そのためには互いがどこまで情報を出し合うことができるのかが、協議会が機能するか否かのポイントとなると考えられる。

#### 27) 伊達直利（旭児童ホーム・児童福祉施設関係者）

ケースに従来から関わってきた、親族や学校の先生、地域の人や民生委員、児童相談所、施設、里親、医療関係者などが、その子どもが20歳ぐらいになるまで要所を押さえて、親や施設、児童相談所を牽制しながら関わる（京都府立大学の津崎先生が言っている「共同親」のような）という発想、要するにそのケースに関心を持っている人たちの集まりが協議会であるというイメージを持っている。協議会が別にあると、要保護児童をどうしましょう、なんていう協議会であれば役に立たないだろう。そのケースの応援団になるべきではないか。システム作りをするときに、合理的で効率的なシステムを作ろうとするが、現場経験から言って、そういうシステムにはあまり期待できない。

## 28) 浜田多衛子（白菊寮・児童福祉施設関係者）

この協議会に県からも多数参加する。

## 29) 藤本勝彦（あゆみの丘・児童福祉施設関係者）

措置権が市町村に委譲されるかどうか問題であり、もし市町村ということになれば現在の体制では保護者の言いなりになる可能性もある。要保護児童対策地域協議会は、現在の虐待防止ネットワークのような機能を持つと期待できる。市町村が担える措置は単純な場合にのみ可能であり、虐待ケースなどの複雑な問題である場合は対応はできない。例えばショートステイは市町村と契約をしているが、保護者の問題が大きい場合は措置になることもあり、児童相談所との連携が重要である。したがって、ネットワークに児童相談所のバックアップ体制があってはじめて問題解決に向かうことになり、児童相談所の果たす役割は大きい。加えて事務局のネットワークの良さも重要であり、その人自身の情熱などにも左右される。また、要保護児童対策地域協議会の正体がかみづらく、もしも措置権に関わることで担うこととなれば荷が重く、責任の所在も明確ではない。しかし、地域の専門職が集まってネットワークを作る意義は大きく、地域を隅々まで知るネットワークの構成員が地域性をいかした役割を果たすことが期待できる。各専門職が職域にとらわれる傾向を廃して協調体制を築いていかなければならない。

## 30) 岩佐嘉彦（弁護士）

私自身もどういようなものを作ろうとしているのか、小回りが効くようにしたいのだろうかなど、イメージがつかない部分がある。逆に自分たちで自由に作ってくれということなのかもしれない。ただ、本来は、先にも指摘した通り、児童相談所を強化し、児童相談所を中心としたネットワークを構築するべきだと思う。

ただ現状をみると、このような強化の方法をとるのも仕方ない気もする。後はいわゆるネットワークをいかに実質的にするのかという課題である。ちなみに、大阪府では2層構造にしている。代表者会議と実務者会議の2つ。実務者会議では、具体的にケースを見ているので、具体的に動くという

ことを協議会は念頭においていると思う。ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）が機能するかどうかは、結局核になってやっていくことのできる人がいるのかどうかにつけるのではないか。

この協議会は、基本的には従来できつつあるネットワークを、こういう風な形で法律上はっきりさせようという趣旨であろうと思われる。確かに、すでに各地にできつつあるネットワークについては、これまでは法律上は問題があった。仮に例えばT市のネットワーク会議を具体的に上げるとすれば、ネットワーク会議でケースがあがってきて、「こんな子がいる。保育所ではどうですか」という話をするが、今の児童福祉法では調査権限があるのは、福祉事務所か児童相談所である。T市の福祉事務所がこのような調査等をやるのであれば、法律上クリアしているが、ケースによっては「子ども育成課」とか「児童課」といった福祉事務所ではないところが担当していたりする。市役所の職員であっても福祉事務所の職員でなければ、調査は法律上できない。そのような人がなぜケース会議に参加しているのかという話にもなる。そういったこともあるので、各地域で発生し始めているネットワークが、現実には子どもの問題を具体的にとり扱うことについては、現在の法体系では難しい面も多い。学校の先生もネットワーク会議に入っている場合、なぜそこで虐待の子どもの深い情報（家庭のプライバシーに立ち入った情報）を共有することができるのかという点も、問題がないわけではなかった。児童相談所とか福祉事務所は虐待された子どもたちの家庭的ケアをする機関なので、各家庭の問題に深く入っていくことは法律上当然と考えられるが、なぜ学校の先生がそこまで深い情報を知ってよいのか。協議会は、このような問題に対して対応をしたことになる。

協議会の導入によって、市町村などのケースは回っていくのかと聞かれるなら、今もなんとか回っているので、パニックにはならないと思う。

### 31) 峯本耕治（弁護士）

現在、市町村で作られているネットワークは、一部に積極的・先進的な取り組みを行っている地域もあるが、かなりの地域で形骸化しているのではないかとと思われる。この協議会についても、同じような状況に陥るという懸念がある。虐待問題への取り組みには関係機関の効果的な連携が不可欠であり、その意味でこれまでのネットワークを公的なものとして位置づけることには大きな意味があるが、やはり問題はの中身である。協議会が有効に機能するためには、協議会において何をするのかという問題とそのシステムの問題、更にそれを担う人材の問題がある。

協議会には、具体的ケースについてアセスメントとプランニングを行うケース会議という役割と、子育て支援や効果的な連携制度の構築に向けて政策的な議論やケースの検証を行う会議という役割の二つの側面があると思われる。いずれの役割も重要であるが、協議会が実質的に機能しているといえるためにはやはり、前者のケース会議の場として積極的に機能する必要がある。そして、ケース会議として機能していくためには、市町村の規模にもよるが、市町村単位の協議会と別に地区単位の小規模な組織がいるのではないかとと思われる。

現在行われている市町村虐待防止ネットワークでは、多くのところで、各機関の代表者からなる全体会議と、児童相談所や保健センター等の中心機関の実務担当者からなる実務者会議が持たれて

おり、その実務者会議がケース会議的な性格を兼ねているのではないかと思われる。しかし、現在の児童相談所の役割を市町村ネットワークに移行していき、ネットワークにおいて全てのケースに対応していくためには、月1回や数ヶ月に1回程度の実務者会議では対応できない。もう少し小さな単位で、機動的に動ける体制が必要である。要保護児童対策地域協議会が実質的に機能するためには、市町村内の関係機関の連絡協議会としての位置づけだけでは不十分である。

規模としては、2、3の中学校区、あるいは、1、2校区を単位としてコーディネートできるものが適当だろう。コーディネートの観点では、大阪市の取り組みが参考となる。つまり担当者レベルの会議として、定期的に既に各機関が把握しているケースを持ち込んで、基本的なアセスメントを行っている。たとえば、個別のケース会議は小さな単位で行い、これとは別に月1回程度の実務者会議が開かれていて、各機関が対応しているケースがそこに集約されて検証が行われる。そうすることによって、リスク評価の再検証が可能となるし、少しでも心配なケースを持ち込んでチェックしてもらえると、重大ケースは少なくなる。

現状のままで、要保護児童対策地域協議会といっても、多くの市町村でネットワーク会議の代表者会議のようなものができるだけで終わる可能性が高い。一部ではあるが、やる気のある人がいて実質的なネットワークが立ち上がっている市町村もあるので、これからそういう事例を紹介していく作業が必要となる。

#### **4. 児童相談所設置市（中核市による児童相談所の設置）**

##### **1) 網野武博（上智大学・大学関係者）**

児童相談所が中核市まで広がったことは前進であると考え。将来は義務設置もあってよいだろう。

積極的な中核市がまず児童相談所を作ることになるだろうが、都道府県の協力が欠かせない。職員の専門性の確保のために、①都道府県の中央児童相談所が新設された中核市の児童相談所と人事交流を行い、都道府県の専門性を導入して、中核市の児童相談所の専門性のレベルアップを図る、②厚生労働省の研修等を活用する、などの方法を考えるべきである。

##### **2) 大嶋恭二（東洋英和女学院大学・大学関係者）**

中核市が児童相談所を設置できるようになることは、高く評価できるが、やはり児童相談所で相談に応じるという専門職を長期的な視野を持って育てる体制を作っていく必要がある。保育所や児童養護施設、肢体不自由児施設等で現場を経験し、そして社会福祉士の資格を取得した者などを児童相談所に配置していく。さらに、直接クライアントに接する人は、守秘義務や人権擁護の視点等をきちんと踏まえている者でないと、クライアントに不利益となる場合がある。

### 3) 柏女霊峰（淑徳大学・大学関係者）

これについては、どんどん設置して欲しいと考えている。一番課題になるのは専門職の確保である。今回の児童福祉法改正で、児童福祉司の任用資格について、いわゆる社会福祉の勉強、心理学・教育学・社会学の勉強をすればこれまでも得られることになっていたが、それ以外の保育士・保健師・学校の教員も一定の勉強をすれば、児童福祉司に任用されるようになった。これは、重要な意味をもっている。よく規制緩和といわれているが、私はそう思っていない。対人援助の基礎を持っている人が、3か月の通信や集中授業などで改めて福祉的援助を勉強し、その上で児童福祉司になることになる。今は対人援助の勉強をしていない人がきているわけで、心理・教育・社会学を勉強した人が半数、あと半数はそうでない人なので、対人援助の基礎を持っている人は除外されているのである。一般事務の人は対人援助の基礎は持っていないわけで、対人援助の基礎を持っていない人が勉強をして児童福祉司になっている。そうではなく、対人援助の基礎を持っている人が勉強して、中核市などで児童福祉司になってもらう。ソーシャルワーカーはあまりいないので、これまで子どもの援助にずっと携わってきた保健師・保育士が、児童福祉司になっていくという道を開いたということは、専門性の強化が図られたと考えている。

もう1つは、児童福祉司の任用資格で、今までは教育学・心理学・社会学(社会福祉学を含む)を勉強した者は大学を卒業したら児童福祉司に任用される資格を得ていたが、この4月からは1年以上の実務経験が必要になった。たとえ社会福祉を勉強した人でも、1年間の実務経験が必要であるという認識が、十分に行われていないのではないかと思うので、周知しておかなければならない。ただし、社会福祉士の国家試験に合格すれば、あるいは、社会福祉士試験受験資格取得者は実務経験はいらない。しかし、社会福祉士の合格率は全国平均30%。合格発表がある3月30日には人事は決まっているし、受験資格取得は大学卒業時になるから、社会福祉士に関しても、結果的には新卒は1年間の実務経験をしなくてはならないということになる可能性が高い。もちろん実務経験を持ちながら試験を受けた人は別である。実務経験というのは、今考えられているのは社会福祉士や精神保健福祉士受験資格取得のための実習施設である。

結局これは、実務経験を重視したということになる。保育士や保健師は一定の実務経験を経た上で勉強して児童福祉司になれるよ、大学で社会福祉の勉強をするだけではだめで、一定の実務経験を積んだ上で来てくださいというのは、結果的に児童福祉司の任用において実務経験を重視したということである。これがどういう意味を持つのか考えなくてはならない。実務経験重視の政策が、児童福祉司の専門性云々を考える時にどういうふうにかこれを評価したらよいかはよくわからない。今、児童分野でこういった実務経験を持たせているのが児童自立支援施設の児童自立支援専門員、情短施設の心理療法担当職員である。児童自立支援専門員は、大学を出てから1年間の実務経験を積まなければならないとか、心理療法担当職員は児童相談所での1年間の心理臨床経験がないといけないなどの規定になっているが、児童福祉司もそれと同じようになったということである。実務経験の強化、専門性の強化は、専門性が高まるメリットがある反面、人事が固定化するというダメ

リットがある。私は、後者のデメリットを心配している。

#### 4) 加藤曜子（流通科学大学・大学関係者）

児童相談所設置市として中核市が設置できるということで、既に静岡市や横須賀市が平成18年度から予定している。そこで問題となるのが、相談体制ということの他に、一時保護所及びそれに対応する施設が無い、少ないということである。一時保護所をどうするかが同時に考えられなくてはいけない。

そのような時には、隣接市の児童相談所の一時保護所をお願いするとか、施設の一時保護委託でお願いするような形態になると、意味をなさなくなる。

したがって、児童相談所がいくつもできることは良いことだが、そういう支援体制の制度と整備ができていくのかどうか重要なポイントであると思う。

#### 5) 小林英義（会津大学短期大学部・大学関係者）

指定都市では、児童相談所が設置されているが、県の職員が応援に行っている。新しく児童相談所を立ち上げるのにプロパーがいない状況であった。過渡期として県の児童相談所が応援している。一時保護所も併設されているので、非常に厳しい状態となっている。中核市での設置が進むと同じような問題が起こるのではないか。

都道府県によっては、県と市町村で児童相談についての勉強会を行っているところもあると聞いている。方向性としては評価できるが、もっと具体的な内容をつめる必要があるのではないか。

#### 6) 芝野松次郎（関西学院大学・大学関係者）

今現在、中核市に児童相談所を置くことになることになると、大変であると思う。それだけの体制の力がある。児童相談所が地域住民に、より身近になることはいいことである。その中で専門的なことができる公的機関があることは重要であると思うが、現在は難しいものだと思う。

#### 7) 高橋重宏（日本社会事業大学・大学関係者）

中核市に児童相談所を置くのはいいが、専門性のある人材の確保がきちんとできるかどうか問題である。専門家の十分でない児童相談所を、数ばかり増やしても意味がない。そもそも行政だけが児童相談所をつくらなければならないということではなく、民間へアウトソーシングがあってもよいと考える。他国の例をみても、韓国では虐待対応の児童相談機関は20か所あるが、そのうち行政が直接行っているのは2か所のみである。またカナダのオンタリオ州では52の民間団体が行っており、この方が専門性が担保できる。日本でも、社会福祉士会や児童養護施設に委託して業務提携をしてやっていくことを検討してもよいのではないだろうか。児童家庭支援センターを付設している児童養護施設があるように、児童相談所を付設している児童養護施設があってもよい。

## 8) 竹中哲夫（日本福祉大学・大学関係者）

児童相談所は今の数では少ない。人口50万人に1カ所というのなら、250～260カ所はある。当然、数は増やしていかなければならないが、児童相談所を担うのはそんなに小規模な自治体では無理であり、ある程度力のある自治体でないと担えない。現在は政令指定都市が都道府県と同格であるということで担っており、また中核市の場合は人口30万人以上という基準になっているが、現実にはそれよりはるかに大きい規模である。それらのうちのいくつかが児童相談所を担うことになると思われる。ただ、中核市に児童相談所を開設するためには、法制度の描き方、専門職を恒常的に配置する条件整備、すでに中核市に開設されている都道府県の児童相談所との関係をどうするのか、という課題がある。「中核市に児童相談所ができたから都道府県の児童相談所を廃止した」というのであれば、数値的に変わらないばかりか、不慣れた児童相談所が1カ所増えて、比較的慣れた児童相談所が減るということになる。また、都道府県と中核市とで専門性に格差のない児童相談所を作らなければならないが、中核市である場合には児童福祉施設が管内に少ないだろうということが予想される。中核市における児童福祉施設の整備をどうするのかという課題もある。児童福祉施設がない中で、児童相談所だけががんばってもうまくいかない。これらの課題が達成可能であれば、中核市に児童相談所を開設することも十分あり得る。

しかし、今の財政事情を考えるとどうだろうか。中核市が児童相談所をつくって都道府県が廃止するということになれば、日本の児童福祉の水準にとってはマイナスになるのではないだろうか。そういうところには十分注意しなければならない。ほとんどの中核市には都道府県の児童相談所がすでにある。これがバッティングするのはいけない。児童相談所の数は少ないので、数が増えたということにしなければならないし、都道府県から見て「お荷物を一つ減らした」ということにならないようにする必要がある。弱い児童相談所が二つできたり、一方がなくなるというようなことがないように、中核市が児童相談所を作るにあたって、これまでの都道府県児相に遜色のない児童相談所を作らせるための運動をしなければならない。また児童福祉施設との関係も考えないといけない。

児童相談所というのは、「児童福祉体系」の中にある。児童相談所・児童福祉施設その他の関連機関の体系を考えて、それを可能にするような児童相談所の設置の仕方が必要である。

## 10) 西澤哲（大阪大学・大学関係者）

児童相談所を増やしていく方策の一つだと捉えている。政令指定都市の枠を外すことによって、児童相談所をより地域に密着した機関とすること、また数を増やすことがねらいとして挙げられるという議論である。しかし、それが本当に数を増やすことになるのか。総論としては賛成だが、各論としては気をつけなければならないことだと考えている。

## 11) 松原康雄（明治学院大学・大学関係者）

関東では、横須賀市がつくるといっている。福祉事務所は町村任意設置をしているのは全国で4